



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会的排除と法システム（３）：システム作動要因としての属人性
Author(s)	橋場，典子
Citation	北大法学論集，66(4)，188[129]-146[171]
Issue Date	2015-11-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/60260
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol66no4_06.pdf



社会的排除と法システム（3）

—— システム作動要因としての属人性 ——

橋 場 典 子

目 次

序章 問題設定と本稿の意義

第一節 問題の所在

第二節 本稿の目的・構成

第Ⅰ部 現代社会における排除

第一章 現代日本社会のリアリティ

第一節 社会的排除状態

第二節 日本社会の構造転換

第二章 社会的排除と社会的包摂

第一節 社会的排除概念の発生と背景

第二節 「貧困」概念と「社会的排除」概念

第三節 複合的排除状態のリアリティ

（以上、66巻2号）

第Ⅱ部 「法教育」という逆説

第三章 「法教育」の射程

第一節 「法教育」と「法普及活動」

第二節 アメリカにおける「法教育」

第三節 日本における「法教育」

第四節 「法教育」にみる市民と国家の関係性

第四章 システムが内包する排除性

- 第一節 実践の場に由来する排除性と「参加」の強制
- 第二節 システム自体からの排除と排除状態の内面化
- 第三節 排除状態の連動性
- 第四節 学校外「法教育」実践の可能性
- 小括 現代社会への応答と「法教育」

（以上、66巻3号）

第Ⅲ部 システム・信頼・属人性

第五章 社会的包摂と信頼 ―属人的信頼から制度的信頼へ―

- 第一節 「システム信頼」への信頼
- 第二節 関係の拡張機能としての信頼概念
- 第三節 「システム自体への信頼」の発生メカニズム
- 第四節 架け橋としての実践者の媒介機能
- 第五節 システム作動要因としての肯定的アイデンティティ
- 第六節 システムへのコミットメント基盤としての「信頼」「自己肯定感」

（以上、本号）

第六章 システム作動要因としての属人性（パーソナリティ）

第七章 現代社会における「法」の応答性

終章 現代社会において「法」が果たす役割とは

第Ⅲ部 システム・信頼・属人性

第五章 社会的包摂と信頼

―属人的信頼から制度的信頼へ―

はじめに

前章までの考察で共通している論点は、とりわけ包摂メカニズムから排除されている状態にある人々にとって、システム自体への不信任がある場合には、「意図的」にシステムへの参加を拒むこととなり得、しかもその拒絶は個人がそれぞれの意思で「意図的」に行った個人の選択であると判断されてしまっているリアリティが存在しているという点である。これまでの考察により、外部（社会、他者）および内部（自己）への

不信の背景には、社会的基盤自体の欠如が影響している様子が観察されてきた。すなわち、「個人の選択」は、実際には階層やジェンダー、人種といった構造的制約を大きく反映しているにも関わらず、表面的には個人が「自主的」に、「意図的」に行った選択として社会的文脈の中に位置づけられているという現状を指摘した。

このようにして構築された「構造的な排除状態の固定化」は、社会的基盤の欠如に由来するシステム自体に対する不信感と相互に重なり合い、結果として包摂メカニズムへの接近を何重にも妨げ、個々人が持つ「システム自体への信頼」の醸成をも困難にしている要因となっている。

そこで、本章では社会参加・不参加を決定付ける背景にはどのようなメカニズムが潜んでいるのかについて、とくに「信頼」概念の理論的分析を通して考察する。

具体的には、本稿全体の問題設定、すなわちシステムへのアクセス阻害メカニズムの探究を行うために、「疎外メカニズムと包摂メカニズムをつなぐ架け橋となるのは属人的（パーソナルな）信頼ではないか」という仮説を立て、N. ルーマン、A. ギデンズ、および山岸俊男の「信頼」概念の分析を中心に検討を行う（分析1）。

つぎに、上記仮説を成立させている条件、すなわち「属人的（パーソナルな）信頼」を涵養するためにはどのような要素が必要不可欠な側面として存在しているのかを検討するために、「自己肯定感」の働きに着目して分析する。具体的には、生活保護受給者自立支援施策の取り組みやセルフケアグループにおける取り組みを読み解くことにより、肯定的アイデンティティの形成や市民としての役割があるということが、他者への信頼にどのように影響を及ぼしており、それが属人的（パーソナルな）信頼の醸成にいかに関与しているのかについて検討する（分析2）。

上記分析1及び分析2の検討を通して、「疎外メカニズムと包摂メカニズムをつなぐ架け橋となるのは属人的（パーソナルな）信頼ではないか」という仮説を検証していく。

第一節 「システム信頼」への信頼 ―ルーマン、ギデンズを中心に―

信頼 (trust) を巡る近時の研究は、とくに1990年代後半から2000年代

前半にかけて集中的に行われてきたが¹、それら一連の研究動向よりも以前に社会学(理論社会学)の立場から「信頼」について論じたものとして、ルーマン (N.Luhmann) とギデنز (A.Giddens) がいる。

（1）システム信頼の再帰性

ルーマンは、「信頼」が果たしている社会的機能に着目し、「複雑性の縮減」という観点から検討している。すなわち、「信頼」について、心理的・感情的な分析ではなく、機能的分析を行い社会的諸条件を考慮に入れた上で「信頼」概念を捉えている点が特徴的であると言える。

ルーマンが「信頼」について包括的な探究を行っている論考としては、1968年に初版が出され1990年に邦語訳により広く日本にインパクトを与えた『信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム』が挙げられる²。その中でルーマンは、日常的な「慣れ親しみ」³と、他の事象の可能性を制限して行動するというリスクを引き受けるという「信頼」とを区別して捉えている。その上で、「信頼」概念についてルーマンは、「人格的信頼」と「システム信頼」に分化して捉えている。

人格的信頼についてルーマンは、「単一のシステムだけであれば、そこには一般化もありえないし信頼もありえない」とし「一般化・信頼というはたらきは、すでに構造を持っている環境を前提としている」⁴とした上で、人格的信頼を「他者がその自由すなわち行為可能性の不気味な能力を、人格であるという意味で発揮するであろう、という一般化され

¹ 近年における信頼に関する学際的研究の代表的なものとして、ラッセル・セージ財団における一連の研究がある (The Russell Sage Foundation Series on Trust)。これは、社会学、心理学、経済学、生物学などの研究者により信頼を多角的に論じようとする研究プロジェクトであり、日本における信頼研究にも大きな影響を与えた。

² ニクラス・ルーマン (Niklas Luhmann) (1968=1990) 大庭建・正村俊之訳『信頼—社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房。

³ ここでいう「慣れ親しみ」とは、「意味と世界」を構成する「存在ないし社会への慣れ親しみ・存在者の自明性」を指している。前掲ルーマン (1968=1990) 28-29頁。

⁴ 前掲ルーマン (1968=1990) 69頁。

た期待に他ならない」としている。

すなわち、人格的信頼に関しては、新たに出会う人々について個別的な学習が要求されるという面で負担が大きいものの、学習するかしないか、つまり人格的信頼を寄せるか否かについては「コントロールの余地が大きく残されている」という特徴がある。

一方のシステム信頼についてルーマンは、貨幣価値の安定性を例に挙げた上で、「システムが作動しているという前提のもとで、そのシステムに信頼を置いている」状態であると説明している⁵。ここでいう「システム信頼」とは、ルーマンの言葉によれば、「新しい人物をそのたびに信頼していく人格的信頼に比べると、比較にならないほど学習しやすくなっている」とされる一方で、「人格的な信頼からシステム信頼への転換によって、学習は容易になったが、コントロールは逆に困難になった」という状況を生み出したものとして分析されている⁶。

信頼概念の区別を示した上でルーマンは、高度に機能分化した社会においては「社会は、否応なしに、きわめて個人化された多様な人格性への要求を大幅にカット」する必要性が生じ、「個人的信頼に依拠した社会秩序の構成はほとんど不可能となっている」、として、システム信頼が重要になっていると説く。つまり、社会秩序を構成する機能を果たす役割として、「一般化された期待」であり「個別的な学習が要求されるという面で負担が大きい」とされる「人格的信頼」ではなく、「コントロールは困難ではあるが学習しやすくなった」とされる「システム信頼」が重要であると位置付け、「人格的信頼」から「システム信頼」への移行こそが「文明化の過程」であると評価している⁷。すなわちルーマンは、貨幣制度や公権力に代表されるような、システムの「機能自体」に対する信頼が成立している点に、システム信頼への信頼を位置づけて主張していると言えよう。ルーマンの言葉を借りるならば、「個人は、他者が自分と同じやり方で第三者を信頼していることを信頼する」という、信頼

⁵ 前掲ルーマン (1968=1990) 92頁。

⁶ 前掲ルーマン (1968=1990) 92-93頁。

⁷ 前掲ルーマン (1968=1990) 110-111頁。

の「再帰性」が必要とされているのである⁸。

このように、ルーマンの「信頼」概念においては、「人格的信頼」と「システム信頼」とが区別されており、とりわけルーマンが「システム信頼」の重要性を説く背景には従来の「人格的信頼」への寄る辺のなさへの危機感が存在している。したがってシステム信頼は、「人格性を帯びた信頼や不信の対極に立っている」とされ、人格的信頼と対極にあるものとして位置づけられている。

ルーマンのこうした「人格的信頼」と「システム信頼」の区別は、人格的信頼に対する不信、すなわち新たに出会う人が信頼に足る人物か否かという「個別的な学習が要求される」点と、「きわめて個人化された人格性への要求」がなされる点において、負担が大きく不確定要素が多いことに対する不安定さへの不満に端を発している。そして、人格的信頼からシステム信頼への転換は「文明化の過程」であるとし、システム信頼の安定性と信頼の再帰性、すなわち「個人は、他者が自分と同じやり方で第三者を信頼していることを信頼する」という原則に基づいてシステム信頼の有用性を主張している。

ルーマンのこうした主張を踏まえた上で、本章の問題設定を捉えてみる。すなわち、「信頼の再帰性があるからこそ人々はシステムを信頼する」というルーマンのロジックを逆説的に捉えるならば、「信頼の再帰性」すなわち「他者が自分と同じやり方で第三者を信頼していることを信頼する」という再帰性が担保されるような状態を作り出すことが可能になるとき、「信頼の再帰性があるからこそ人々は人格的信頼を信頼する」というロジックも可能になるものと思われる。つまり、「信頼の再帰性」が言うところの「第三者」とは、ルーマンによればシステムが持つ機能自体（貨幣制度や公権力）について述べているものであるが、他者が、再帰性のロジックでいうところの「第三者」である貨幣制度や公権力が持つ機能を信頼してお金を払ったり税金を納めたりといった行動を見て信頼できると判断して信頼が発生するのであれば、重要な点は「第三者」がどのような機能を持っておりその機能は信頼の再帰性を成り立

⁸ 前掲ルーマン（1968＝1990）127-129頁。

たせ得るか、という点に焦点化されるであろう。このように考えると、「第三者」が持つ機能が「信頼の再帰性」を成立させることが可能である場合には、「システム信頼」と同様、「人格的信頼」もシステム自体への信頼を高めることに寄与していると指摘する事ができる。

本章の仮説である「疎外メカニズムと包摂メカニズムをつなぐ架け橋となるのは属人的（パーソナルな）信頼ではないか」という仮説に引き付けたとき、ルーマンによればそもそも上記仮説でいうところの属人的（パーソナルな）信頼（人格的信頼）は「文明化の過程」以前の前近代的な秩序であるとして退けられるであろう。しかしながら、後に見るセカンドチャンスやダルク、また若者の居場所のようなセルフケアグループにおける取組みで観察されるように、同じような苦境を経験した者同士がコミュニケーションをとり合うことによりロールモデルの提示や人生の見通しを身近な他者から獲得し、身近な他者が社会を信頼しているから自分も信頼してみようと思う心の動きは、「信頼の再帰性」でいうところの「第三者」的機能を果たすものが「身近な他者が信頼している社会」に置き換わって機能していると捉える事ができるのではないだろうか。

（２）「確信の一類型としての信頼」 ―ギデンズによる「信頼」概念―

ルーマンによる信頼理論についての問題点を指摘しつつ、ルーマンとは別の枠組みから「信頼」概念について分析しているものとして、A. ギデンズがいる。ギデンズは信頼について、「人間やシステムを頼りにすることができるという確信 (confidence)」として定義しており、確信 (confidence) は、相手の誠実さや愛情、あるいは抽象的原理の正しさなどを信じることを表現しているとしている⁹。このように、ギデンズにとって「信頼」と「確信」とは区別されるものではなく、確信を信頼の一類型として、すなわち人やシステムを頼ることができるという確信の一類型に信頼が位置づけられている。

このような、「確信の一類型としての信頼」という概念を念頭に置きつつ、ギデンズは、ルーマンと同様に、「人に対する信頼」と「抽象的シ

⁹ アンソニー・ギデンズ (Anthony Giddens) (1990=1993) 松尾精文・小幡正敏訳『近代とはいかなる時代か―モダニティの帰結』而立書房、48-50頁。

システムに対する信頼」とを区別して記述している¹⁰。すなわち、人に対する信頼とは、「対面的コミットメント (facework commitments)」を必要として醸成される信頼であり、そこには相手の誠実さや人柄などのパーソナルな属性が関係してくると位置づけている。それに対して、抽象的システムに対する信頼には対面的コミットメントは必要とされず、「非対面的コミットメント (faceless commitments)」により機能するものであるとしている。特徴的なのは、この抽象的システムに対する信頼のうち、とくに「専門家システムに対する信頼(専門技術的知識への信頼)」が、近代の制度を支える重要なメカニズムとして位置づけられている点である¹¹。

このギデンズの信頼概念は、本章の仮説と親和性を多く持つと思われる。すなわち、ギデンズもルーマンと同様に人に対する信頼と抽象的システムに対する信頼を区別して用いているが、「人間やシステムを頼りにすることができるという確信 (confidence)」も信頼の一類型として捉えている点が、ルーマンとは異なっている。

またルーマンは信頼の根拠に、他者が自分と同じようなやり方で第三者を信頼していることを信頼するという他者性を置いているが、ギデンズは人とシステムとの分類方法についてはルーマンと同じである一方で、信頼の根拠を他者性に代表される「第三者」の機能に置いてはおらず、対面的あるいは非対面的な「コミットメント」に信頼の根拠を置いている。つまり、他者が「第三者」の機能を信頼しているか否かという点ではなく、自分自身が主体的にコミットメントを通して醸成し得るものとして信頼を捉えている点に、ルーマンとギデンズの信頼概念の大きな差異があると言えよう。

このように両者の違いを捉えたとき、対面的コミットメント (facework commitments) を通じて、すなわち相手の誠実さや人柄などのパーソナルな属性に由来して発生するものを信頼の一類型として捉えるギデンズの捉え方は、本稿全体の問題意識と共通項を多く持つもので

¹⁰ 前掲ギデンズ (1990=1993) 110-112頁。

¹¹ 前掲ギデンズ (1990=1993) 107頁。

あると思われる。

(3) ルーマン、ギデンズによる「信頼」概念の共通点・相違点

以上、ルーマンによる「信頼」概念の区分とギデンズによるそれとを概観してきた。ルーマンとギデンズの信頼概念についての相違点を見いだすならば、ギデンズが確信の一類型として信頼を捉えているのに対し、ルーマンは確信と信頼とを区別して用いている点が挙げられる。すなわち、信頼と確信とを巡って、過去の経験や情報といった外的要素がどのように「信頼」に影響を与えているかについての理解において、両者間で相違があると言えよう。

一方、両者における共通点を見いだすならば、両者がともに人格的信頼（人に対する信頼）とシステム信頼（抽象的システムに対する信頼）とを区別して論じているという分類方法の同一性が挙げられる。とりわけ、高度に分化した機能システムにおいては、不確実性で個別の学習を要求する人格的信頼よりも、社会の文明化の過程で必要とされた非人格的システムに対する信頼（システム信頼）を機能的に担保することこそが、近代的な制度を支える重要なメカニズムとして位置づけられている点を強調している。そして重要なのは、そうした「信頼」は、閉ざされた人間関係における関係性の強化という側面で用いられているという点であり、この関係性を強化するという点に最大の共通点があると言えよう。しかしながら、後に述べるように、従来の信頼概念が念頭に置いていた閉ざされたネットワーク内における関係の強化という側面は、ネットワーク内に居る限りにおいてはその恩恵を受けることができ安定した関係性を維持することができる一方で、外部に対しては排他性を発揮し、さらに内部にいる者に対しても移動の自由を制限する形態をとっている。こうした形態は、まさに本稿全体を通して取り扱っている排除／包摂の二項対立と通底する問題であると同時に、システムがその性質上内包してしまう排除性と共通している問題群であると言えよう。

社会システムをどう捉えるかという点について、社会秩序の維持と形成という面において個人的信頼に依拠するよりも、システムとしての安定性を確保することに重点を置いた方が普遍性が維持され結果として不

平等状態の解消に有益であると捉えるルーマンの主張は、今日の社会制度を考察する上でも非常に重要な指摘である。法化社会のメリットを引き合いに出すまでもなく、個人的な要素への過度の依拠が引き起こす数々の不平等状態はすでに歴史的に明らかになっている。しかしながら、普遍性・一般性を追求するあまり、法の存在が現実社会のリアリティと乖離している状態が発生していることもまた事実である。本稿の問題意識に引き付けるならば、法存在や法システムへの信頼の発生はただ単に法的知識の啓蒙を行うだけでは不十分であり、どのような時に法システムが「信頼できるもの」として捉えられるのか、さらにシステム信頼が発生しない場合（システム自体に対して拒絶がある場合）、その背景にはどのような潜在的要因が存在しているのか、についての分析が必要不可欠である。

したがって、以下では、ルーマン、ギデンズの信頼概念が暗黙の前提としていた排除性を探究するために、信頼概念を従来の閉ざされたネットワーク間における関係強化という捉え方ではなく、ネットワーク拡張機能を持つものとして捉え、独自の視点から分析をしている山岸俊男の信頼研究を概観していく。

第二節 関係の拡張機能としての信頼概念 ―信頼と互酬性―

第一節でみてきた「信頼」概念は、特定の相手との親密性に由来する信頼や、閉ざされたネットワークにおけるメンバー間において形成される信頼¹²に代表される限定された人間関係間における関係性の強化に担

¹² 「信頼」を巡る研究のうち、とくに社会関係資本 (social capital) との関連性から信頼を理解したものに、ジェームス・コールマン (1988,1990) がいる。コールマンによると、利用できる社会関係資本が多い状態とはすなわち、凝集的な集団におけるネットワーク閉鎖性 (network closure) が基礎となっており、メンバーの間に高度な信頼関係が維持されている状態であるという (Coleman, J. S. (1988) *Social Capital in the Creation of Human Capital*, *American Journal of Sociology* 94. 及びジェームス・コールマン (2006) 金光淳訳「人的資本の形成における社会関係資本」野沢慎司編『リーディングスネットワーク論—家族・コミュニティ・社会関係資本』勁草書房、214-216頁)。ここで強調されている

保された「信頼」の役割に着目した概念であった。これに対し、前節までの信頼概念とは別の枠組みから「信頼」の役割を説いているものに、山岸俊男の一連の研究がある¹³。

(1) 自発的な関係形成のための信頼

山岸の一連の研究の最大の特徴は、従来の信頼研究が探究していた「関係性を強化する側面」の他に、「関係を拡張する側面」があることを指摘した点にある。すなわち従来の信頼理論は閉ざされた関係性¹⁴における関係強化の側面に重点が置かれていたことに対し、そうした集団主義や共同体社会などの閉ざされた関係性に依拠する構造は、閉鎖的関係の弊害（癒着や既得権益の独占など）が発生する土壌をうみやすいという難点に着目し、信頼のもう一つの側面として、人々を固定化された関係性から解き放ち自発的な関係形成に寄与する役割があるのでないか、という点に問題意識の基軸を置いた点に特徴がある¹⁵。山岸は、社会や経済の効率的運営および発展のためには、閉鎖された内部における関係強化だけではなく、自発的な関係の形成や集団形成が重要である点、そのためには外部（他者）一般に対する信頼の醸成が不可欠である点を指摘し

のは、「恩義を内包する社会構造」である。これは、山岸が言うところのやくざ型コミットメント関係と共通する捉え方である。

¹³ 山岸の論考は実験結果の公表も含めると非常に多いが、本稿では主として山岸俊男（1998）『信頼の構造—こころと社会の進化ゲーム』東京大学出版会、山岸俊男（1999）『安全社会から信頼社会へ—日本型システムの行方』中央公論社、を参照した。

¹⁴ 閉鎖されたネットワーク間における利害関係の一致による信頼や共同体的社会の内部における相互信頼。

¹⁵ 前掲山岸（1998）55-88頁。同様に、自発的な関係形成としての信頼の役割に着目するものとして、Fukuyama がある（Fukuyama, F. (1995) *Trust: The social virtues and the creation of prosperity*, Glencoe, IL.）。Fukuyama は、効率的な経済発展の足枷として強固な家族主義社会における家族の内部のみに作用する信頼が存在しているとし、家族以外の他者を信頼しない社会を「低信頼社会」と名付けた。家族外部の他者一般に対する信頼が高い社会を「高信頼社会」と名付け、家族内部での信頼関係が強固であればあるほど外部に対する信頼の醸成が阻害される傾向がある点を指摘している。

ている¹⁶。

信頼が社会関係の潤滑油としての役割を果たしているという理解を前提に、相手の意図についての情報が不足している状態、すなわち信頼の存在意義について山岸は、「社会的不確実性」の高い状態であると定義し、信頼が必要とされるのは「社会的不確実性の大きな状況」であると分析している¹⁷。

山岸の信頼の解放理論 (emancipation theory of trust) は、特定の条件 (社会的不確実性と機会コストのいずれもが高い状況¹⁸) のもとでは、「他者一般を信頼する」という特性が結果として本人に利益をもたらす可能性の有利性を高める点を指摘する理論である¹⁹。つまり、「高信頼者」(他者一般に対する信頼である一般的信頼の高い人) は、社会的不確実性と機会コストが高い状況では特定の相手との閉鎖されたコミットメント関係 (やくざ型コミットメント) から離脱し、より有利な機会へのアクセスが可能となり、その結果、「低信頼者」よりもより多くの利益が得られる可能性を獲得する、という点を明らかにした。すなわち、「信頼」が果たす役割に、このような固定化された (閉鎖的な) 関係性の呪縛からの解放という側面があることを指摘している。従来の「関係強化」型の信頼理論とは一線を画していると同時に、社会構造の変化に伴い、従

¹⁶ 山岸の信頼の解放理論における基本方針は、端的に言えば「集団主義社会は、安心を生み出すが信頼を破壊する」というものである (前掲山岸1998:1-2)。山岸は、安心 (assurance) と信頼 (trust) を区別した概念として捉えており、安心とは「相手が自分を搾取する意図を持っていないという期待の中で、相手の自己利益の評価に根差した部分である」としており、対して信頼は「相手が自分を搾取しようとする意図を持っていないという期待の中で、相手の人格や相手が自分に対して持つ感情についての評価にもとづく部分」であると定義している (前掲山岸1998:39)。山岸の信頼理論で重要なのは、信頼の概念の中にさらに安心と信頼とが区別される点を指摘したことと共に、社会的不確実性が存在している場面において機能する概念として「信頼」を位置づけた点である。

¹⁷ 前掲山岸 (1998) 15頁。

¹⁸ 機会コストについて山岸は、「別の相手と取り引きすれば得られたはずの利益と、現在の利益との差」であると定義している (前掲山岸 (1998) 6 頁)。

¹⁹ 前掲山岸 (1998) 85-87頁。

来の関係強化型ビジネスモデルに代表される組織形態が限界を迎えている今日の日本社会においても重要な示唆を与えていると言えよう²⁰。「集団主義社会は安心を生み出すが信頼を破壊する」(山岸1998:1)という山岸の主張、すなわち集団主義社会は閉鎖されたメンバー間においての「安心 (assurance)」を生み出す一方で「信頼 (trust)」を破壊するという主張は、既存の閉鎖的関係の枠組みを超えた新しい関係構築を可能にするメカニズムとしての「信頼」の可能性を示唆すると共に、集団主義的社会構造から脱却した社会構造の必要性を指摘している。

こうした一連の山岸の主張による「信頼の関係拡張機能」は、本稿の問題意識に引き付けた時、階層の固定化やいわゆる悪い仲間とのつるみといった「やくざ型コミットメント関係」の解消に寄与し得ると考えられる。

すなわち、やくざ型コミットメント関係とは山岸によれば、「社会的不確実性の大きな社会的環境におかれた人たちが、特定の関係の内部で社会的な不確実性を低めるために形成している関係」であり「他人に搾取されてひどい目にあう可能性のある状況で、特定の相手とだけつきあうことで、少なくともその相手からは搾取される可能性を低めようとする」関係であると定義されているが²¹、この関係性は機会コストを高めることには失敗している。さらに、上記で触れたように、「高信頼者」、すなわち他者に対する一般的信頼が高い人は、機会コストを高めより有利な機会へのアクセスを可能にしている一方で、「低信頼者」は、閉ざされたネットワーク内からの脱却がうまくできず、「搾取されないために」という消極的理由により、いわばやくざ型コミットメント関係に「閉じ込められている」と捉える事ができよう。

²⁰ 例えば山岸は、いったん特定の相手との間に安定した取引関係が構築されればその相手との取引の場合には急な注文も可能になったり煩雑な契約書を交わすよりも電話一本で対応したりしてくれるといった「日本の経営」や、日本の経営を成立させている(成立させていた)終身雇用制度についても、雇用者と被雇用者との間に「取引コスト」を節約して成り立っている「関係強化型ビジネスモデルの形態」が見て取れると指摘している(前掲山岸(1998)6頁)。

²¹ 前掲山岸(1998)66頁。

こうした理解に立った時、信頼を関係強化の概念として捉えるのではなく、固定化されている立ち位置からの脱却を可能にするものとして、すなわち山岸が唱える関係の拡張機能をもった信頼概念として捉えることが重要であると思われる。

とくに、これまで本稿で見てきたように、社会的排除状態にある場合には、経済的な側面はもちろんのこと、心理的側面においても疎外状態にあることがほとんどである。そうした場合、すなわち心理的側面において疎外状態にある場合、自ら動いて機会コストを高めようとする動機づけは乏しくなっている。したがって、排除状態から脱却するためには、山岸が言うところの「低信頼者」から脱却する必要がある。つまり、他者に対する一般的信頼を高め、「低信頼者」から「高信頼者」になることによって、閉ざされた関係性に依存し閉じ込められていた状態から脱却し、機会コストを高めるために自ら移動することが可能になると思われる。

では、いかにして「低信頼者から高信頼者への転換」はなされるのだろうか。言い換えれば、他者一般に対する信頼が高い状態（高信頼者）はどのようなメカニズムの基に出現可能なのだろうか。この点を考察することが、本章の仮説、すなわち「疎外メカニズムと包摂メカニズムをつなぐ架け橋となるのは属人的（パーソナルな）信頼ではないか」という仮説に応答することになると思われる。

（2）橋渡し型の社会関係資本の形成

—拡張型ネットワークへの参加—

関連して、社会関係資本（social capital）について、「結束型」（排他型）の社会関係資本がメンバーの選択に内向きの思考性を持たせ特定の互酬性を安定させ連帯を動かしていくのに対し、「橋渡し型」（包含型）の社会関係資本が外部資源との連繋や情報伝播において優れており、アイデンティティや互酬性の発生に寄与しているとして社会関係資本の多様性を分析したものに、Robert D. Putnam がある²²。Putnam は、結束型社

²² Putnam は、アメリカ社会で観察される諸現象が信頼の低下を示していると言くとともに、そらが経済の停滞や民主主義の後退をもたらしかねないと警鐘を鳴らしている（ロバート・D・パットナム（2006）柴内康文訳『孤独なボウリ

会関係資本が排他的なアイデンティティ形成と集団内部における強固な関係性（強い忠誠心）を形成することにより集団内部における関係性に安定をもたらす一方で、外部への敵意や排他性を助長する傾向にある点を指摘している²³。こうした、結束型の社会関係資本がもたらす負の影響、すなわち Putnam の言葉を借りれば「派閥、自民族中心主義、汚職といった負の発現」（Putnam2006:19）をいかに最小化し、橋渡し型の社会関係資本がもたらす正の影響、すなわち「相互扶助、協力、信頼、制度の有効性」をいかに最大化するかを検討する必要に現代日本社会も迫られていると言えよう。

本稿の問題意識に引き付けるならば、システム信頼を確保するためには、従来の信頼理論で重点が置かれてきた閉鎖的な集団内部における「関係強化」と言う側面を強調した信頼概念、すなわち内部の安定性を担保する一方で外部への敵視を促進しかねない結束型の社会関係資本に依拠した信頼概念ではなく、山岸らの唱えている「関係拡張型」の信頼概念、すなわち自発的關係構築と社会ネットワークの構築に寄与し得る橋渡し型関係資本に依拠した信頼概念に重点を置く必要性がある。

第三節 「システム自体への信頼」の発生メカニズム

（1）残された疑問

以上、第一節ではルーマン、ギデンズによる信頼概念の敷衍とそれらの共通点、相違点について概観してきた。そこでは、関係の強化と言う側面において、限定されたメンバー間によるコミットメント関係の形成を主眼としている「信頼」概念についての探究がなされていた。それとは別の枠組み、すなわち関係の拡張という側面において「信頼」概念を追究したものとして、山岸の信頼の解放理論を概観した。

グローバル化社会の到来や日本型生活保障（終身雇用制度や男性稼ぎ主モデル）の崩壊により従来の安定的で長期的な相互信頼に基づく関係

ング』柏書房）。

²³ ただし、結束型社会関係資本が全ての場合において弊害となっているというわけではない。

性の維持が構造的にも困難を伴っている今日において、山岸のいうやくざ型コミットメント関係から人々を解放する概念に重点を置いた信頼の解放理論は、時代への応答性が高いと言えよう。

すなわち、ルーマンやギデنزが言うところの「人格的信頼」や、山岸がいうところの「やくざ型コミットメント関係」が持つ弊害としては、閉鎖されたネットワーク内で限定された人間関係のもとに利害関係に依拠する意味での「信頼」関係が成立していたため、その内部では不条理な制裁や村八分、あるいは物理的力の保有者や経済的力の保有者がそのまま権力性を帯びるといういわゆる前近代的な無法状態に陥りがちであったことが挙げられる。つまり、「人格的信頼」に過度に依拠した状態が引き起こすであろう弊害は、法が存在しない時代の不平等状態と共通している問題でもある。

一方で、「人格的信頼」への弊害を回避するために「システム信頼」に重点を置こうとすると、システム信頼を重視するがあまりに引き起こされる弊害も存在している。ルーマンが指摘しているシステム信頼についての特徴、すなわちシステム信頼に関する学習はほぼ自動的に行われる一方で、コントロールの余地はほとんど残されていないという特徴は、本稿の問題意識に引き付けると、法律を一度作ってしまえばそれを所与の前提として学習することは容易であるが、システムとしての安定性と引き換えに硬直性を必ず内包してしまうというジレンマと通底していると言えよう。つまり、法存在を所与の前提として捉えることは安定性・普遍性というメリットをもたらす一方で、法律がフォローできていない状況や現実社会のリアリティを反映することが困難になるデメリットを抱え込んでしまうジレンマである。法存在の前提と現代社会のリアリティとの間に存在している数々のギャップ問題に共通している問題が、ここにも出現していると捉える事ができよう。

このように考えると、山岸における信頼概念、すなわち協調行動を可能にする構造としての閉鎖的で社会的不確実性の低い関係における「安心」だけではなく、その「安心」を超える状況、すなわち社会的不確実性の高い関係において、社会リスクを引き受けつつ相手との協調行動を期待するという「信頼」こそが、現代社会においては大きな意味を有す

るという分析は非常に重要な指摘であると言えよう。

一方で、本稿の問題意識に引き付けた時、山岸が言うところの「信頼」は、そもそもどのように発生するのか、という疑問が残る。もちろん、信頼の発生について山岸は、信頼が究極的には相手の自己利益に根差していると捉えており²⁴、信頼とはカプセル入りの利益であるとするハーディンの考えが、山岸の定義によるところの「安心」についての議論であると述べた上で、「相手が自分を搾取しようとする意図をもっていないという期待の中で、相手の人格や相手が自分に対してもつ感情についての評価にもとづく部分」が「信頼」の発生であると分析している²⁵。そうした分析を踏まえた上で、なお疑問に残るのは、どのようなときに人は「カプセル入りの自己利益」に応答するような心理作用を発動させるのかという点である。言い換えれば、何を基盤として「信頼」を醸成する感覚を発生させるのかという論点である。山岸の言葉に沿うならば、「低信頼者から高信頼者への転換」はどのようなメカニズムの基に可能となるのかという疑問である。

そこで以下では、他者一般に対する信頼を高め高信頼者になるために必要とされるメカニズムについて、メカニズムのコアにあるのは親密圏²⁶におけるパーソナルな信頼（山岸が言うところの「安心」）から出発しており、そこで形成された根源的な他者信頼と自己信頼があつてこそ、

²⁴ この捉え方について山岸は「根ざしアプローチ (groundedness approach)」と呼んでいる。

²⁵ 前掲山岸 (1998) 39頁、56頁。

²⁶ 本稿で親密圏というときに意識しているのは、いわゆる婚姻家族像に依拠した性的な親密性をも含むそれではなく、「公共圏とは異なる人間関係や相互のコミュニケーションが行われている場合に名づけられる」(井上匡子 (2009)「親密圏と近代的自我—アダム・スミスの同感判断論に即して」井上匡子・大野達司・菅原寧格編『公共空間における個の自律—今井弘道先生退職記念論集』風行社、281頁)のものであり、「具体的な他者の生／生命—とくにその不安や困難—に対する関心／配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性」(斎藤純一 (2003)「親密圏と安全性の政治」斎藤純一編『親密圏のポリティクス』ナカニシヤ出版、203頁)を持つものであると捉え論じている。

本章の仮説でいうところの「疎外メカニズムと包摂メカニズムをつなぐ属人的（パーソナルな）信頼」が醸成され、それがひいてはシステム信頼へつながったり機会コストを高めたりするための公共圏への出発が可能になるのではないだろうか、という論点を基に検証していく。

この疑問及び仮説に応答する契機を得るために、以下ではシステム不信を抱え他者と距離を取る子ども・若者たちがいかにして人間関係の再構築を行っているのか、そして人間関係の再構築を行う際にはどのような心理的基盤が必要で、それはどのように醸成されているのかについて、居場所論の概観と困難を抱える当事者たち同士の相互支援活動、また犯罪者が立ち直りに必要とする肯定的アイデンティティ形成に焦点を当て考察していく。

（2）アイデンティティの再定位、親密圏における信頼

○居場所を巡る諸議論

教育システムに違和感を抱き学校の文脈から距離を取っている子ども・若者たちの実態を巡る研究の中で、1980年代半ばに出現した議論として子ども・若者の「居場所」論が位置づけられる。当事は主として不登校の子どもが通うフリースペースを指していたが、その後1990年代に入ってからには広く一般に子ども若者の居場所が議論されている。その背景には、2000年代に文部科学省が進めた一連の「居場所政策」の影響も大きい。そこでは、青少年の健全育成としての側面が強調され、いわゆるニート問題の就労支援対策事業とセットで捉えられていた。こうした政策主導の居場所議論に対し、田中治彦は、そもそもイギリスに端を発する伝統的なユースワークでは、YMCA やセツルメント運動などのグループ活動が重視されてきた側面に着目し、文科省の一連の施策が物理的な居場所の側面にのみ着目している点に疑問を呈し、「決められた場所に参加することによる居場所の確保」という側面ではなく、「他者との関わり合いによる自らの立ち位置」といった関係性の中で構築される基盤、すなわち心理的な側面における居場所の確保が必要だと指摘している²⁷。

²⁷ 田中治彦（2012）「居場所と参加を生み出す方法論」田中治彦・萩原健次郎編

居場所観を巡る議論を大別すると、それを受容的な空間として捉える見方と、能動的な空間として捉える見方の二つの見方が存在している。

例えば住田正樹は、居場所の定義を「安心とか安らぎとかくつろぎ、あるいは他者の受容とか承認という意味合いが付与されて、自分のありのままを受け入れてくれるところ、居心地のよいところ、心が落ち着けるところ、そこに居るとホッと安心して居られるところ」と説明しており、居場所を自分が自分らしく居ることができ受容される場として捉えている²⁸。また、不登校の子どもや若者が集うフリースクールであり居場所という言葉を広めたとされている東京シュール²⁹は、「安心して過ごせる居場所であること」を前提として子どもの自由、自治、個の尊重を理念に活動している。これらの捉え方は、受容的な居場所観であると捉える事ができよう³⁰。

一方、こうした受容的な役割を果たすとともに、学校外の居場所が子ども・若者の自治を育み社会活動への能動的な参加を促進する機能を持つものとして捉える居場所観もある。例えば佐藤一子は、自立や社会参加を支援する役割を持つものとして居場所のあり方を位置づける必要性があると指摘している³¹。

『若者の居場所と参加—ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版社。

²⁸ 住田正樹 (2003)「子どもたちの「居場所」と対人的世界」南博文編『子どもたちの「居場所」と対人的世界の現在』九州大学出版会。

²⁹ 東京都北区、新宿区、千葉県柏市で不登校の子ども・若者を対象にフリースクールを運営。不登校状態に由来する自己評価の低下に着目し、フリースクールに通う同年代の同じような境遇にある他者との関係構築を通して自己肯定へと転換させることを目指している。東京シュールを紹介したものに、奥地圭子 (1991)『東京シュール物語』教育資料出版会、奥地圭子 (2010)『子どもを一番大切にする学校』東京シュール出版会。

³⁰ 「関係において回復し、関係の中で自信を取り戻していく」という理念のもとに、障害者自身が自らの存在している文脈(コンテキスト)を解釈していくという「当事者研究」を実践することを通して、ありのままの自分を受け入れる取り組みを展開しているものに、浦河べてるの家編(2002)『べてるの家の「非」援助論』医学書院、浦河べてるの家編『べてるの家の「当事者研究」』医学書院。

³¹ 佐藤一子 (1999)「地域社会における子どもの居場所づくり」『岩波講座現代の法第7巻揺らぐ家族と地域』岩波書店。

二つの捉え方のいずれにも共通しているのは、受容的な空間としてのあるいは能動的空間としての居場所において、子ども・若者が主体的に人間関係を構築するための伴走型支援が展開されている点である。つまり、学校を中心とした教育システムの文脈が求める同質性・均質性に違和感を覚え生きづらさを抱える子ども・若者にとって、一連の取組みは学校の「外」に自らの居場所を確立し、他者との関係性の再構築を図る場として機能していると言えよう³²。

こうした居場所を巡る諸議論を踏まえた上で、本稿で着目したいポイントは、ユースワークが対象としている若者が、学校文化に馴染めなかったり学校的な文脈が求める同質性・均質性へ違和感を覚えそこから疎外されたりしてきた若者たちでありながら、なぜユースワークには参加できているのか、という点である。すなわち、学校文化への拒否感から他者との関わりと距離を取っていた若者たち、言い換えれば参加しようと思う意欲自体が薄くなっていると思われる疎外状況にある若者たちが、それでもなおフリースクールなどに集うことができる背景要因とは何かという疑問である。考察への示唆として、東京シュールに通っていた当事者たちが一様に、身近な友人あるいは信頼できると判断した同年代の友人たち、もしくは信頼できる大人たちの助言によってフリースクールへと通い始め、他者との人間関係の再構築を果たしている様子が報告されている³³。ここからは、当事者自らが持つ認識枠組み（他者不信、自己不信）に由来するシステム自体に対する不信と、不信に由来する排除状態の継続性ないし固定化、という一連の負のプロセスを断ち切る方策へのヒントが暗示されていると思われる。

³² いわゆる居場所論が様々な場面で唱えられることになった一方で、居場所における活動を「参画」として捉えることに対する違和感や、就労の場への無批判な接合に対する躊躇及び警戒感を指摘する実践者もいる（例えば、古賀久貴（2004）「「やってみたい」という気持ちから始まること」子どもの参画情報センター編『居場所づくりと社会つながり』萌文社）。

³³ 不登校時代にシュールに通っていた当事者たちによるその後をインタビューしたものに、奥地圭子・矢倉久恭（2012）『僕は僕でよかったんだ』東京シュール出版。

この点、すなわち当事者が自ら持つ認識枠組み（他者不信、自己不信）に由来するシステム自体に対する不信と、不信に由来する排除状態の長期化・固定化を解決する契機として、身近で信頼できる他者の存在や助言がどのように作用しているのかという点を読み解くために、以下ではまず、どのようなアイデンティティ形成が犯罪者の立ち直りに寄与しているのか、主に犯罪社会学の知見から示唆を得て考察していく。

○アイデンティティの再定位

—犯罪者の立ち直りに必要な市民としての役割取得—

同じような困難状況を経験したもの同士による相互支援の実践として、ピアサポートを通して少年院経験者たちの社会復帰に大きな貢献をしている団体の1つにNPO 法人セカンドチャンスがある。

NPO 法人セカンドチャンスは、少年院に入っていた経験を持つ人々自身が、出院者達に対する支援活動を行う団体である³⁴。2009年1月に少年院経験者の社会復帰を支援したいと考える大学教員や弁護士、矯正教育関係者などの有志が集まり結成した団体であり、2010年11月に特定非営利活動法人の認証を受けている。

主な活動内容としては、①少年院経験者が少年院を訪問し、出院間近の少年たちに自らの出院後の経験談を話したり、②出院後の生活上起こり得るハプニングを乗り越えるために月に1回程度、東京や大阪を中心に出院者同士の交流会を開催して日常の困りごとを互いに相談し合う場を設けたり、③一般市民向けに団体の活動を知ってもらうために大学教員や当事者、弁護士、法務教官らによる講演会の実施、などが挙げられる。

セカンドチャンス設立の立役者であり代表でもある津富宏は、法務教官を19年間勤めた後、静岡県立大学の教員として赴任した経歴を持つ。津富は法務教官退官後、Maruna の2001年論文により大きな影響を受け、

³⁴ セカンドチャンス編 (2011)『セカンドチャンス！—人生が変わった少年院出院者たち—』新科学出版社。少年院に行きつくまでと出院後の様子が当事者たち自身の言葉で語られている。

セカンドチャンスの設立につながったと回顧している³⁵。Maruna(2001)は、どのようなアイデンティティを持つことが犯罪者の立ち直りを支えているのかを調べるために、イギリスリバプールの犯罪者を対象にインタビュー調査を行い、その結果「立ち直っている犯罪者」と「立ち直っていない犯罪者」との語りにおける差異、すなわち自らのアイデンティティを赦しの語り (redemption script) の中に位置づけているか否かによって立ち直っているか立ち直っていないかが左右されると結論づけている³⁶。

本稿の問題意識に引き付けた時、とくに重要な点は、Maruna (2001) がアイデンティティと立ち直りの関連性に着目して分析を行っている点である。すなわち、犯罪者が社会復帰する際に、過去を単に否定するだけで終わるのではなく、過去に向き合った上で赦しの語りを行うことにより自らのアイデンティティを再統合している場合には社会復帰がスムーズに進行する点に着目し、どのようなアイデンティティを持つことが犯罪者の立ち直りに寄与しているのかをインタビュー調査により明らかにした点である。Marunaによると、立ち直っている犯罪者とはすなわち、自らが「真に立ち直っている」ということ、つまり脱犯罪者であるという認識を自己に対しても他者に対しても信じさせるに足る「赦しの語り」(redemption script) を有しているとされていることと定義されている。それは「過去の単純な否定」ではなく、「過去の再解釈」によりスティグマ付与から脱却し、アイデンティティの再定位を促進するものであると分析されており、赦しの語りについて以下の通り分析している³⁷。

³⁵ 津富宏 (2011)「たましいのある仕事に向かって」セカンドチャンス編『セカンドチャンス！—人生が変わった少年院出院者たち』新科学出版社、16-20頁。

³⁶ Maruna, S., (2001) *Making Good: How Ex-convicts Reform and Rebuild their Lives*, Washington,DC:APA Books. Maruna (2001) は、アメリカ犯罪学会で学会賞を取っている。犯罪者の社会復帰について当事者たち自身の肯定的アイデンティティ形成と再犯率の低下に着目する文脈において近年犯罪社会学の分野において注目されている。

³⁷ 前掲 Maruna (2001) 85-108頁。

- ①「本当の自分」(the real me) という意識づけを持っていること
- ②「楽観主義」(tragic optimism) を持っていること
- ③「社会貢献への意欲」(the impulse toward volunteerism) を持っていること

Maruna は、犯罪者たちがこれら三類型を持っている場合においては本人たちはすでに自らのアイデンティティを肯定的に捉えており、過去の自らの歴史を混乱したものではなく1つのストーリーとして認識し、一貫したアイデンティティを保つことに成功していると評価できると分析している。この分析は、犯罪者たちの社会復帰に際して、アイデンティティ形成が重要な位置づけにあることを示している。

では、犯罪者たちは肯定的なアイデンティティをどのように形成しているのだろうか。この問いに応答する先行研究として、Uggen らの一連の研究がある。

Uggen and Kruttschunitt (1998) は、出所者の友人関係に着目し、「真っ当な役割のセット (respectability package)」を獲得することができれば立ち直りが促進され、「ちゃんとした友人」がいるほど非合法的な収入が少ない点を実証的に明らかにしている³⁸。この実証研究をさらに発展させる形で、Uggen (2004) は、犯罪者の立ち直りにおいてもっとも重要な点は、「市民としての役割」を獲得しているか否かであると指摘している³⁹。すなわち、仕事 (work)、家庭 (family)、近所付き合い (community) の三つの側面における役割の獲得が市民としてのアイデンティティを形成し、人生の見通し (life-course model) を取得し得る役割を果たしていると分析している⁴⁰。

このような市民生活を営むものとしてのアイデンティティが自己認識

³⁸ Uggen, C., and Kruttschunitt, C., (1998), *Crime in the Breaking: Gender Differences in Desistance*, Law & Society Review 32, pp.339-366.

³⁹ Uggen, C., Manza, J., and Behrens, A., (2004), *Less than the average citizen's stigma, role transition, and civic reintegration of convicted felons*, Maruna, S., and R. Immarigeon (eds) *After Crime and Punishment: Pathways to Offender Reintegration*, Portland, OR: Willam Publishing.

⁴⁰ Uggen, Manza and Behrens (2004), pp.259-264.

のみならず他者からの承認を経て形成されるとき、市民としての役割が取得され、一貫した自己概念（真つ当な役割を果たす市民としての自分という自己概念）を維持するためにそこから逸脱するような行為を回避する傾向が高まり、その結果として犯罪傾向が縮小され立ち直る傾向にあることを実証的に分析している。

セカンドチャンスの設立当時からのメンバーで団体の副代表を務め少年院経験者でもある才門辰史は、少年院に入る前後で関わった人間関係を振り返りながら、セカンドチャンスで同じような経験を持つ少年たちの支援を行っている現状について、「社会に貢献することを保護観察の義務に含め、その機会と場所を提供することができれば、悲しき再犯がなくなっていく糸口になると思う」と分析し、同じ境遇を経験したもの同士による交流が、自らの立ち直りにも大きな意味を持っていることを述べている⁴¹。

これは、Maruna (2001) が指摘する上記敍しの語りの三類型のうちの1つである「社会（とりわけ次世代）に貢献をしたいと思う気持ち」に位置づけられると思われ、困難な経験を共通体験として持つもの同士が相互支援を行うことが、当事者たちのアイデンティティ形成にプラスに作用し、当事者たちのエンパワメントにつながっていると言えよう。先に挙げたルーマンの信頼の再帰性理論に基づくならば、同じ境遇にあった当事者同士の相互支援の集まりは、社会復帰を果たしている先輩たちの姿を見ることにより将来の見通しを得ることにつながり、身近な他者（同じ苦境を経験した先輩）が信頼していることを信頼するという「信頼の再帰性」が発生する環境を結果的に醸成している機能を有していると分析する事ができよう。

（3）親密圏における信頼と公共圏における信頼の関連性

⁴¹ 才門辰史 (2007)「出院生たちからのメッセージ—僕の少年院—」刑務協会編『刑政』第118号、170-180頁。才門辰史 (2011)「出会いに助けられて」「人生は何度でもやり直せる」セカンドチャンス編『セカンドチャンス！—人生が変わった少年院出院者たち』新科学出版社、38-41頁及び174-195頁。

(2) で見た居場所論、すなわち受容的あるいは能動的な空間として人間関係の再構築を促進する機能を持つ空間としての居場所の性質は、齋藤純一の定義する親密圏概念と近い性質を持っていると言える。すなわち齋藤(2003)は、親密圏について「具体的な他者の生／生命—とくにその不安や困難—に対する関心／配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性」と定義しており、他者との関係性をより重視した捉え方をしている⁴²。さらに齋藤(2000)は、親密圏の一類型として、「生の困難を抱えている人々、同じような否定的な経験にさらされやすい人々が、孤独のうちに困難を抱え続けねばならないという苦境を打開するために形成する集団」として、セルフヘルプグループのような集団が位置づけられると分析している⁴³。ここで齋藤が分析する親密圏の一類型としての集団には、上記(2)で触れた居場所やセカンドチャンスのような当事者同士の相互支援を行う団体も含まれると思われる。

このように考えると、居場所やセカンドチャンスのような団体で行われていることは、親密圏における他者信頼の醸成と、自己信頼の醸成であると捉え直すことが可能である。

上記団体の取り組みからは、親密圏(共に生きづらさを抱える苦境にあるもの同士で形成された集団としての親密圏)における身近な他者との関係構築によりアイデンティティの再定位が行われ、社会への貢献や次世代への支援を行いたいという能動的な関わり合いの契機が発生していると言えよう。すなわち、システムへの信頼の発生メカニズムの根幹に、自己概念、つまり肯定的アイデンティティの形成が必要であり、その肯定的アイデンティティは親密圏における身近な他者との関わり合いの中で形成されていると分析することができる。

このように考えた時、システム自体への信頼の発生メカニズムについ

⁴² 前掲齋藤(2003) 203頁。なお、この齋藤の定義付けは、ハーバマス(1994:197-248)が描く親密圏の位置付け、すなわち親密圏がブルジョアの大家族とほとんど重なるものとして捉えられ、その結果、とくに女性にとって親密圏は抑圧的な空間として作用していると批判された定義付けとは、社会における親密圏の位置付けを巡って違いがある。

⁴³ 齋藤純一(2000)『公共性』岩波書店、92-94頁。

て、メカニズムのコアにあるのは親密圏におけるパーソナルな信頼から出発しており、そこで形成された根源的な他者信頼と自己信頼があってこそ、システム信頼への発展や公共圏への上昇が可能になるのではないだろうかという本節の仮説は支持されると言えよう。そしてその際に重要な鍵となるのが、ロールモデルの提示や人生の見通し、そして市民としての役割取得を通じた肯定的アイデンティティ形成であることが示唆される。

第四節 架け橋としての実践者の媒介機能

以上の考察から、今日の日本社会で求められていることは、「システム信頼」を最終到達地点と置きつつも、そこへたどり着くための架け橋となる仕組みを構築することであると指摘できよう。すなわち、前章まで見てきた「疎外メカニズム」と「包摂メカニズム」をつなぐ架け橋としてパーソナルな働き掛けが機能すること、つまりシステム信頼を成立させている前提条件に、「システムを信頼できると思える状態」の存在が必要不可欠であることが明らかになった。

とりわけ社会的排除状態にある人々にとっては、システム自体に対する拒否反応やあらゆる場面における不信の蓄積が存在しているため、そのような状態においてはただ単にシステムを信頼しようと啓蒙しても意味がないと言えよう。山岸の信頼の解放理論に沿って言うならば、高信頼状態の重要性を認識しつつも、その高信頼状態を喚起するために重要となる背景を丁寧に観察する必要があることが指摘できる。大切なのは、知識を知識として教え込むことだけではなく、また社会一般を信頼せよと喚起することだけでもなく、「システムを信頼できると思える状態」をいかに確保できるか、ということである。

以上、本章における一連の考察を踏まえると、システム信頼を確保しシステムを作動させるためには、その第一歩として属人的な（パーソナルな）信頼を確保することが重要であるという本稿全体の仮説は肯定されると捉える事ができる。別の言い方をすれば、疎外メカニズムと包摂メカニズムをつなぐパーソナルな働き掛けにより、知識情動的側面と心理的側面の両面におけるアクセス阻害要因の払拭が期待される。本

稿の射程に引き付けるならば、法教育と社会的包摂、そして信頼との関連性を相互に関連させるものとして、実践者への信頼を通してシステム自体への信頼を涵養するという「実践者の媒介機能」が社会参加型の実践を目指す諸実践の新たな側面として期待されると言えよう⁴⁴。

第五節 システム作動要因としての肯定的アイデンティティ

前節までの考察で導かれた仮説、すなわちシステム信頼を確保しシステムを作動させるためには、その第一歩として属人的な（パーソナルな）信頼を確保することが重要であるとする仮説が支持されている一方で、「属人的（パーソナルな）信頼」を確保するためには具体的にどのような要素が必要とされているかについての議論が残されている。本節ではいくつかの事例を基に考察を進めていく。

はじめに

法や法システムを活用しようと思う場合と思わない場合、両者の間にはどのような要因が潜んでいるのであろうか。

例えば、「法律問題を抱えている」という状態にあるとき、「法律問題を解決しよう」と思う場合と思わない場合には、当事者が持つ社会関係資本、属性、経験などが複合的に影響し合っていることが分かっている⁴⁵。また、法律問題を抱えていていてと認識しつつも、「何も行動をしない」という選択をする場合や、そもそも法律問題を法律問題として認識していない場合についての法使用行動についてもすでに先行研究の蓄積がある⁴⁶。

⁴⁴ 便宜上社会参加という言葉に焦点を絞り論述しているが、もちろん社会への参加は強制されてなされるものではない。法をどのようなものとして捉えるのか、どのように主体的に行動するのかという観点を考え続けることが重要である。

⁴⁵ 紛争処理行動の規定因子についてはすでに蓄積された先行研究がある。例えば、松村良之・村山眞維編（2010）『法意識と紛争行動』東京大学出版会。和田仁孝（2006）『法社会学』法律文化社、など。

⁴⁶ 民事紛争全国調査のデータに依拠しつつ、一連の法使用行動の展開過程以前に存在している「当事者の不作為性（inaction）」に注目し分析をした研究として、尾崎一郎（2010）「問題経験者の不作為性について」松村良之・村山眞維

これらの先行研究及び知見を踏まえた上で、本節では、人々がシステムにコミットしてもよいと思える場合とそうでない場合との間に存在している、まさにその背景要因にはどのような要因が存在しているのかについて検討していく。

このように考える背景には、法関連情報を提供したり、法使用行動のノウハウを啓蒙したりしようとしても、なおそこに包摂され得ない人々への着目がある。

第三章及び第四章で考察した、法教育実践が内包するジレンマとも共通しているが、情報を受信したり啓蒙に参加できたりするということは、すでにその時点でシステムが前提として想定している舞台に乗ることが可能となっている状態、すなわちシステムに包摂されている状態（包摂メカニズムの内部にいる状態）にあることを意味している。法機関や学校や図書館等が法関連情報を提供し、市民がそれらを適宜受信し、さらに必要に応じて有意義に活用するという一連の行動は、理想的である一方で、そこへのコミットメントを暗に要求している。換言すれば、理想的な流れを有効に機能させるためには、法的情報の提供というだけではなく、構造的にも心理的にもさらに多くの障壁を乗り越える必要があると言えよう。

しかしながら、システムは均一的な制度構築というシステムならではのメリットを追求したために、とりわけ心理的障壁についてはカバーする術を持ち合わせていない。さらに、すでに包摂メカニズムの内部にいる人々にとっては情報の受信や法使用行動への移行がスムーズに行われる一方で、システムから排除されている人々にとっては、そもそも必要な情報が届かないという困難性が生じている。

では、システムを活用しようと思うことと思わないことの間にはどのような要因が潜んでいるのだろうか。すなわち「属人的信頼（パーソナルな信頼）」が発生するためにはどのような要素が必要とされているのであろうか。この課題に応答するために、以下では、「市民としての役割」と「自己肯定感（とくに社会と関わり役立っているという有有感）」に着

目して、就労へと直接的に結びつける前段階として、社会との緩やかな関わり合いを通して段階的に経済的自立を後押しする方策をとっている北海道釧路市の生活保護受給者に対する自立支援施策を分析していく。

（１）「社会」への「参加」を支えるもの —「自立支援」の捉え方—

単なる制度的保障を超えて、自己肯定感や自尊感情の高まりという自己認識の分野に着目した実践を重ねている事例がある。北海道釧路市における「自立支援プログラム」における取り組みである。そこでは、自立を単に経済的自立と結びつけて考えるのではなく、社会生活を継続的に営んでいけるようにするために必要不可欠である「社会への参加意欲」やそれを生み出す「自尊感情」に着目して生活保護受給者への先駆的支援を実践している。

以下、その実践の概要と効果を考察していく⁴⁷。

○北海道釧路市における生活保護受給者に対する自立支援プログラム

①概要

釧路市は北海道東部に位置し、近隣町村との合併を経て人口約187,000人（2010年度）を抱える、北海道東部における中核的都市のひとつである。

主な産業は漁業と石炭、紙パルプの三つであるとされるが、2002年の太平洋炭鉱の閉山とに伴う経済の衰退化と、時期を同じくして2008年のリーマンショックによる世界的不況のあおりが直撃し、もともと停滞していた地域経済の落ち込みが顕著になった。

それに伴い、2000年代はおおよそ0.3～0.4台で推移してきた釧路市内の有効求人倍率は、2009年の3月～4月期には0.26という、極めて低い水準にまで落ち込んだ。市経済の衰退は、生活保護受給世帯の増加にも直結し、2002年にはそれまでの約2倍にあたる4000世帯を超える世帯が受給世帯となり、それにより釧路市の生活保護率は33.9%となった⁴⁸。

⁴⁷ 以下の記述は、橋場典子（2011）『社会的包摂と法教育』『法の教育』法社会学第75号105-119頁の内容を中心に加筆修正したものである。

⁴⁸ 生活保護率は生活保護の状況を占める指標の1つであり、人口千人当たりの受給者数を表している。単位は%（パーミル）。なお、数値はハローワーク

その後も生活保護率の上昇は止まらず、2009年12月には50%を突破し、ついに2011年1月には53.2%を記録した。これは、市民の19人に1人は被保護者であるという状況を意味している。この数値は、生活保護受給率の高い北海道の中でも突出して高く、北海道の平均生活保護受給率である25.4%（2009年度平均）を大きく上回っており、全国平均の13.0%（2010年度平均）と比べても飛びぬけて高く、釧路市の危機的状況は数値の上でも明らかになっている。

生活保護受給率が北海道平均、全国平均と比較して突出して高いことのほかに、釧路市が抱えるもう1つの特徴として、生活保護受給世帯全体に占める「母子世帯」の比率が高いことが挙げられる。全国的にはおおむね8%であるが、釧路の場合は約2倍の16～17%に達しており、生活保護受給世帯の子どもの約8割は母子世帯の子ともであるとされている⁴⁹。また、「障害者世帯」でもなく「傷病者世帯」でもない「その他世帯」の割合も9.6%存在しており、「その他世帯」の主な申請理由は、失業や低賃金、低収入により生活が成り立たないというものである。一方で、「高齢者世帯」の割合も38%程度存であり、全国平均の45%程度と比較すると若干低い状況にある。

釧路市の生活保護受給世帯の特徴をまとめると、「高齢者世帯」が比較的少なく、「母子世帯」の受給が多いこと、それに伴い被受給世帯における子どもの割合も多いこと、また地域経済の停滞を反映した「失業型」の受給世帯が増加してきたこと等が挙げられる。

②経過

こうした背景の中、釧路市は2004年度から、厚生労働省が打ち出した生活保護受給者を対象とした自立支援プログラムのモデル事業を実施する自治体の一つに選ばれた。先述したように「母子世帯」の受給割合が比較的多かったことから、まず生活保護受給のうちとりわけ母子世帯自立支援モデル事業に取り組むことになった。具体的には、釧路市の地元大学に母子世帯に関する調査を依頼し実態把握に努めたほか、子ども家

釧路発表の値（2009）に依拠している。

⁴⁹ 釧路市福祉部生活福祉事務所編集委員会（2009）『希望をもって生きる——生活保護の常識を覆す釧路チャレンジ』筒井書房、13頁。

庭課の職員や保健師、教育関係者やNPO法人の関係者等を集めワーキンググループを設置し活動の道筋を模索していった⁵⁰。

注目すべきは、ワーキンググループが始動した当初、行政側の参加者と外部委員側の参加者との間で「自立」に対する認識の違いが露見した点である⁵¹。つまり、生活保護行政の現場感覚が持つ「自立」への認識と、外部からみた「自立概念」との乖離である。具体的には、生活保護からの脱却を「経済的自立」に焦点化する傾向のある行政側と、経済的自立以外の視点も含めた「包括的な支援」が必要だと考える外部委員側とに存在する両者の認識上のギャップである。

このギャップを突き詰めていくと、行政や社会がときに無自覚に福祉受給者へ差し向ける視線が受給者自身による制度理解に悪影響を及ぼし、制度の十全な活用を阻んでいる例として、本稿の論点と合致する。

こうした「当事者不在の自立論」は、これまで被支援者が抱えてきた肩身の狭さにも通じるものである。問題なのは、金銭的な支援に付随されているパターナリズムの存在や、施しを受けているという自己認識及び他者認識の存在である。ケースワーカーとの歴然とした上下関係の固定化や、被支援者であるという認識に由来する世間への気後れのような感覚は、当人の社会への参加意欲や、司法へのアクセスをはじめ、各機能システムへのアクセス試みようとする心理的な作用を徐々に剥奪していく可能性を大いに含んでいる。

③パターナリズムの転換⁵²

⁵⁰ 座長は教育委員の後藤哲子氏（当時）。「生活保護の処遇の現状・支援策策定・試みの検証」等をテーマに約一年間、合計8回が開催され議論がなされた。

⁵¹ この点について日置（2009）は、「福祉制度の利用は権利であり（中略）自立支援とは（中略）人の力をうまく借りて自分のもっている力を発揮し、自分の意思で自分の人生を歩むことである」とする彼女自身の考え方と、「生活保護の世界」におけるそれとのギャップを指摘している（日置真世（2009）『日置真世のおいしい地域づくりのためのレシピ50』筒井書房）。

⁵² 日本において私的領域における自己決定権という考え方が稀薄であり、しばしば後見的な助言を歓迎すると同時にそれらの助言をしない場合には行政の怠慢を糾弾するものとしてパターナリズム（paternalism）の存在を指摘し、私的領域の範疇にある事柄と自己決定権との関係性について詳細に論じたものと

「自立」概念をめぐる行政側と外部委員側の意見の相違に始まる一連の試行錯誤を経て、モデル事業の方向性は、従来の「点検型・指導型」の観点から、被支援者の「自尊感情の回復」や「エンパワメントの強化」という観点へと集約されていった。そして、こうした理念を実際に実現させるにあたり、地域にある既存のNPO法人を中心に関係者の視点を取り入れることにより骨格を定めていった。

具体的には、「母子世帯」対象のモデル事業については、「社会貢献的就業体験事業」として釧路市社会福祉協議会や介護事業所そんぐケアセンター、ヘルパーステーションすこやか等の各介護事業所に「体験事業」の一環である「高齢者世帯へのご機嫌伺いのボランティア」の取り組みを引き受けてもらい、「母子世帯」の人々を対象に外出する契機を作ってもらう場の提供を行った。一連のモデル事業は2カ年度にわたり実施され、この母子世帯対象のモデル事業の経験を踏まえて、釧路市は2006年度から「生活保護自立支援プログラム」を本格化させた。具体的にその内訳は、「就労支援」、「就業体験」、「就業体験的ボランティア」、「日常生活意欲向上支援」、「その他」という5つのプログラムに区分されており、現在では経済的自立、社会生活自立、日常生活自立、その他の4系統25メニューが準備されている⁵³。

とりわけ、「就業体験的ボランティア」は実際の就労に向かう予備的段階としての「中間的就労」と位置付けられていることが特徴的である⁵⁴。「中間的就労」を位置付け実践する背景には、経済的自立だけをゴールと位置づけるのではなく、経済的に自立した後も、継続して社会と関わることのできる状態を目標に置き、それを可能とする素地を培ってもらおうとする意図がある。筆者が参加した生活保護自立支援プログラムの経過を報告する研究会においても、実際に被支援者としてボランティ

して、山田卓生（1987）『私事と自己決定』日本評論社。

⁵³ 前掲釧路（2009）35頁。

⁵⁴ 具体的には、「被支援者である」という立場の外にある枠組みでの活躍、例えば生活保護受給者が中間的就労やボランティアとして自分の得意な料理やけん玉を教えることにより、たちまち彼女らは「被支援者」から「指導者」「先生」という立場の転換に成功する。社会的位置づけの転換を図ることにより、自己認識及び他者認識に由来する気後れからの脱却が図られている。

アに参加した方が登場し、生活保護を受給するに至った経緯とボランティア活動を通して「社会に関わっていていいんだ」という実感を得たという体験が語られていた。この体験談から読み取れることは、中間的就労への参加を通して、支援をうけている側という限定的な自己概念の他に、他者の役に立っている自分という新たな側面における自己概念が形成されることにより、支援されるだけという否定的アイデンティティからの脱却が可能になっていると分析することができる。

生活保護を受給している方々の中には、他者とのコミュニケーション機会から疎外されている場合も存在している。そうした場合には、いきなり就労の場に放り出されることは継続した社会生活を営む上での鍵概念であり基盤である自己肯定感の醸成がないままに就労の場へ放り出されることを意味している。釧路市の場合においても、従来の取り組みでは短期的な就労は可能となっても継続的就労に結びつくことは難しく、人間関係のこじれ等を契機に結局途中で辞めてしまうことが多いという話を聞いた。こうした背景事情を考慮したとき、中間的就労やボランティア活動を通じてまず自己肯定感や有用感といった自尊感情の回復という自己承認がなされ、それに伴い生活全般に対する意欲が培われ、継続的な雇用につながることを目指す取り組みは、問題の本質を的確にしていると言えよう。もちろん、このようないわゆる典型的な成功ストーリーばかりが存在しているわけではない。釧路市の場合にもプログラムの途中で参加しなくなった方も一定数存在している。しかしながら、中間的就労の機会を通してそれまで遮断されがちであった人間関係を再構築するきっかけをつくったという意味では、社会へ参加しようとする意欲を培い、当事者のその後の人生にとってプラスになる側面が存在していると分析することは可能である。

(2) システム信頼の土壌としての「自己肯定感」

上記一連の取り組みの中で特に意識されてきたことは、「支援者」と「被支援者」という枠組みを意識的に払拭することであるという。とりわけ重視されてきたのが、「社会的な居場所作り」の重要性である。

この点に関連して、奥田(2010)は、路上生活者が抱える問題の背景には、ただ単に家がないという物理的困窮(ハウスレス)や、失業や低

賃金等に伴う経済的困窮だけでなく、「第三の困窮＝関係的困窮」が存在していると指摘している⁵⁵。

この指摘は、第一章で触れた社会的基盤の欠如と社会参加の意欲の低下という議論にも共通している。すなわち、「中間的就労」を通して得られるのは、「社会とつながっている」という感覚であり、その感覚こそが前向きに生きる希望にもつながっていると言えるのではないだろうか。具体的に言うならば、ボランティアへの参加を通し自身と似た境遇にある他人とのコミュニケーションを図ることにより、「人間関係の溜め」の形成が期待されるということである。この点に関し、反貧困運動のリーダーである湯浅誠氏は、貧困とは「金銭の溜め」「人間関係の溜め」「精神的な溜め」が「総合的に失われ、奪われている状態」とであると指摘し、貧困状態に陥る背景には、教育課程、企業福祉、家族福祉、公的福祉、そして自分自身からの排除がある、と指摘している⁵⁶。

これらの指摘は、各機能システムへのアクセス拒絶という表面上の現象は実のところ「自己肯定感の低下」や「自己否定」という心理的側面に大きく依拠しており、そうした心理的側面が生じる背景には失業や低賃金による経済システムからの排除や否定、虐待経験や貧困に由来する教育システムからの排除などの構造的要因による排除状態から引き起こされていると考える本稿の問題意識を、全面的に肯定している⁵⁷。

釧路市の一連の取り組みから読み取れることは、「属人的な（パーソ

⁵⁵ 奥田（2010）は、路上生活者支援の経験と再犯をしてしまった高齢者の背景を探ることを通して、「社会的居場所」の存在が社会に参加するためには不可欠な要素であるという主張をしている（奥田知志（2010）『第三の困窮と犯罪』『貧困と犯罪・非行』犯罪社会学研究35号、21-37頁）。

⁵⁶ 湯浅誠（2008）『反貧困』岩波新書、80頁。

⁵⁷ 貧困のスティグマが内在化され、他者からの視線によりラベリングされたアイデンティティが次第に当事者自身が持つ自己イメージと合致している点について、J. ロールズが言うところの「基本財としての自尊心」やM. ヌスバウムの「人間の機能的能力の中心」に分類されている「自尊心があって屈辱を受けない」という社会的基盤があること。ほかの者と同じ価値を持つ、尊厳をもった存在として扱われること」という主張を分析しながら考察したものに、R. Lister（2011:172-180）がある。

ナルな)信頼」が発生する土壌には、自分自身に対する肯定的認識、すなわち「自己肯定感」が必要不可欠な要素として求められている、という点である。同時にその「属人的な(パーソナルな)信頼」は権威性に由来する忌避意識の緩和に有効に作用している、という点である。まとめると、「疎外メカニズムと包摂メカニズムをうめる要素として属人的(パーソナルな)信頼が位置づけられる」という本稿の仮説は支持されるとともに、「属人的(パーソナルな)信頼は、制度的信頼(システム自体への信頼)へ移行し、システムへのアクセスを保障する(アクセス阻害要因を除去する)役割を果たしている」という点も導出された。同時に、「属人的な(パーソナルな)信頼」を育む信頼醸成の前提条件として、「自己肯定感」に代表される肯定的アイデンティティ形成が重要な基盤として機能しているということが明らかになった。

自分自身や他者及び社会からの承認がなければ人々は自分自身を社会から遠ざけようとする方向へと向かい、それが結果として「自らの意思」で教育システムや法システムなどへの参加を拒絶してしまうというリアリティを法律専門家の立場から指摘しているものとして谷口(2010)がある⁵⁸。谷口(2010)は、法律専門家という立場から法的支援に関わった人のうち、法的問題のみならず福祉的問題に関しても福祉専門家と連携して住居の確保や福祉的支援の道筋を作ったにもかかわらず、いつの間にか姿をくらませてしまう案件にいくつも遭遇する経験を通して、専門職が行える「支援」の限界点を見いだしている。すなわち、法律専門家と福祉専門家の連携により住む場所や生活費もある状況にこぎつけ、一見「包括的に救済できた」と捉えていた当事者が、関係者の努力によりようやく見つけてきた仕事を無断で放棄したり、連絡もなしに夜逃げしたりする状況の背景には、当事者自身による「社会との関わり合いを希望するという意欲」が絶対的に不足しているのではないかと指摘している。人との関わりを長期間遮断してきた場合には、自分自身や他者からの承認を受ける機会が非常に乏しく、そのような状況が継続されると次

⁵⁸ 谷口太規(2010)「公益弁護士論—法と社会のフィールドワーク 第4回つなげる会」法学セミナー 670号、58-61頁。

第に「自己疎外」が発生し、自己評価が低くなり、他者と関わる意欲すら奪われるという負のスパイラルが存在している。このようなリアリティを前にすると、システムの存在とそこへのアクセスには大きな断絶があることが分かる。とりわけシステムへの参加による支援を誰よりも必要としていると思われる人々にとって、その断絶は致命的なものとして存在していると言えよう。

上述した釧路市の実践は、行政の窓口ではない第三の場所での関わり合いをしているという点において、それまでの場に由来する「支援者」と「被支援者」という枠組みを超え、「対等な存在」として認め合える機会を得るということに成功していた。

外部の視線による自己規定、それに伴う自己規定の内面化という、外在的要因と内在的要因の両面における自己肯定感の低下は、表面的には分かりにくいものの、システムへのアクセス阻害要因の重要な点として確かに存在している。表出しにくいこうした心理的側面、すなわち孤立感や自己疎外という感覚は、自分を対等に認めてくれる場面を得ることによってはじめて自己承認を得ることができ、社会参加に必要な要素である「精神的な溜め」の確保も期待されると思われる。

このような、「パターナリズムの転換」がもたらす効果により、社会的な居場所の確保と自己存在の再認識、また相互承認の貴重な場としての機能が期待される。これらの効果が、ひいては自尊感情や自己肯定感へとつながっていくことは明らかである。

釧路市の取り組みからは、システム作動の要因として重要である属人的（パーソナルな）信頼の発生は、まず自己に対する肯定的感覚、すなわち自己肯定感の存在を必要とすることが明らかになった。言い換えると、自己肯定感の有無によりシステム作動要因である他者への信頼は左右され、システム信頼の可否も左右されている構造となっている。最初の出発点である自己肯定感の涵養を促進することでしか、システムを作動させることは不可能であることが示された。

（3）社会的包摂において法が果たし得る役割

以上、釧路市の生活保護自立支援プログラムの概要を見てきた。

整理すると、釧路市では生活保護受給者の「自立」を、「経済的自立」のみならず「社会生活自立」、「日常生活自立」の視点を強く意識している点、具体的には、「中間的就労」を通して第三の場所で社会と関わる機会を得ることにより対等な立場で他者と関わる場を確保し、それにより自尊意識を回復させる効果を目指している点が大きな特徴として挙げられる。

日置(2009)によれば、こうした福祉現場における「支援者」と「被支援者」との関係性の固定化から脱却し、「双方向の」関係性を構築する福祉の考え方に「循環型地域福祉」があるとされているが⁵⁹、釧路の一連の取り組みもこの「循環型地域福祉」の実現に成功していると捉えることができる。

これらの取り組みを本稿の問題意識にひきつけたとき、とりわけ社会的包摂において法が果たし得る役割について得られる示唆は2点ある。

1つは、「保護受給＝社会の温情への寄生＝恥ずべき行為」という、社会も受給者本人も受け入れてしまっていると思われる認識枠組みからの脱却である⁶⁰。もちろん、税金を財源におく生活保護費を受給することは社会保障制度に支えられていることは間違いない。しかしながら、生活保護を受給することに伴う世間の目やスティグマの存在は、結果としてさらにひどい状況を招いている。DV やうつ、虐待経験などを何重

⁵⁹ 前掲日置(2009) 255-257頁。

⁶⁰ 当事者自身の認識枠組みが発生する背景としてJ.ヤングは、近代から後期近代への移行を「包摂型社会から排除型社会への移行」として捉え、「同化と結合を基調とする社会」から「分離と排除を基調とする社会」への移行であると分析している(ヤング2007:30)。そしてポストフォーディズムへ移行したことに伴い、「定型的な出世コース」とそれを支える「性別役割分業」という労働社会と家族の領域が表裏一体であった秩序が崩壊し、これまで潜在的に存在していた構造的な不平等状態への不満が噴出したことにより「人間の排除が飛躍的に進化した」と評し、「相対的な剥奪感」(「上向きの視線」及び「下向きの視線」を内包する)があらゆる階層にわたって蔓延していると分析している(ヤング2007:33-35)。

にも抱えながらも、それでもなお生活保護受給を拒み続け、ありとあらゆる手段を用いてかろうじて生活を保っている家庭には母子世帯も多い⁶¹。そして母親たちが生活保護や子ども手当等を利用しないのは、子どものためだという「逆説的状況」が生じている。つまり、「生活保護をもらっている家の子」「ピンボーな子」として子どもが見られることを恐れ、それらスティグマからの回避と福祉制度を活用することを天秤にかけ、前者を「自ら」「選んで」いるのである。

こうした状況の背景には、システムを活用することに対する「心理的ハードル」の存在がある。そしてそれは、社会全体の対象者への認識とも相互関係にある。すなわち、「支援を受ける側」と「支援を施す側」の間には歴然とした上下関係が存在しており、それを社会認識も後押し、憐れみや非難の眼を向けるという一連の意味づけである。そこには、制度自体に関する無理解や無関心、あるいは偏見が存在している。

こうした、認識枠組みに由来するシステム活用への躊躇という構造を転換し得るものとして、狭義の社会保障に限らず、人権や社会正義という「法」の根幹を伝える役割を果たすものとして3章および4章でみてきた〈法教育〉を捉えるとき、その取り組みは認識枠組みに由来するシステム活用への躊躇を緩和することに寄与し得るのではないだろうか。さらに言えば、〈法教育〉とはすなわち、法の制度的側面を情報として教示していればよいのではなく、社会における「法」の役割についても伝える必要を負っているものであるように思われる⁶²。

⁶¹ 自身の子どもが貧乏な子として見られることを拒み、自らは過酷な肉体労働に従事さざるを得ない母親たちの実態を描いたものとして、鈴木大介（2010）『出会い系のシングルマザーたち—欲望と貧困のはざままで』朝日新聞出版。また、文脈は異なるが、自らの窮状を他者にアピールすることができず周囲もそれに気付かなかった（気付いていても結果として何もできなかった）ことが子どもを餓死させる結末を招いた経緯を詳細に描き出したものとして、杉山香（2013）『ルポ虐待—大阪二児置き去り死事件』ちくま新書。

⁶² 関連して、行政窓口等により理不尽な差別的取り扱いや不当な権力行使に曝された当事者たちが法へのニヒリズムや法への不信を募らせ、それが次第に法の支配への支持すら失わせる点と、権力側（行政窓口等）が制約手段と制約主体を欠如させている点の二点を指して、「二重の意味での立憲主義の危機」

「支援者」と「被支援者」という認識枠組みを是正する「循環型地域福祉」の実現に成功しつつある釧路市の取り組みは、司法や福祉の拒絶をもたらし、結果的に「排除」を再生産するような思い込みを解除し、「排除者」から見た司法や福祉に対する意味づけの転換を図り得るという点で、間接的に〈法教育〉の新たな可能性を提示していると捉えることができよう⁶³。

「法」がいかなる社会的包摂機能を持ち得るかという点につき、とりわけ〈法教育〉が持ち得る社会的包摂機能に注目するならば、法システム全般に関する知識の伝達を超え、例えばシステム自体をどう位置付けて語るか等、法システムの基礎にある価値や原則を教えることが、ひいては排除する側・される側双方の既存の認識枠組みを解体する上で必要であると捉えることができよう。社会的包摂を向上させる機能を〈法教育〉が持ち得る可能性の1つがここに示唆される。

2つ目は、内的視点における権利の認識からの示唆である。

司法へのアクセス拒絶や社会からの排除を克服するものとして、他人や世間といった外的視点からの承認とともに、自己肯定感や自己評価という内的視点に由来する承認の必要性が事例から読み取れる。つまり、司法へのアクセスを担保し拒絶を克服し得る1つの契機に自己承認が存在すると捉えるならば、「法」の適用や司法の活用は自己承認のプロセスに位置付けられると捉えることが可能である。〈法教育〉が、法シス

が進行していると指摘するものに、笹沼弘志(2009)「犯罪と「社会の保護」—社会的排除と立憲主義の危機を超えて—」日本犯罪社会学会編『犯罪からの社会復帰とソーシャル・インクルージョン』現代人文社、135-151頁。

⁶³ 例えば、社会福祉制度を活用することはお上から一方的に享受されるものではなく権利であるということを憲法の枠組みから論じることにも有意義であろう。なお、世の中の様々な不平等を自ら考え発見し、それらを比較し不平等の原因や解決策を考えさせることを試みた実践として、「平等」をテーマに法教育の公開授業を行った事例(札幌弁護士会2009)は、法制度を単に知識としてのみ教えるのではなく、法制度の根幹にある価値や原則への考察を意識的に促す取り組みであると言えよう。札幌弁護士会(2009)「第五回ジュニアロースクール札幌報告書」8-22頁。

テムの基礎にある価値や原則を考察するものとして展開されるとき、既存の認識枠組みに由来する意味づけの転換と同時に、自らが権利を持った主体だという気付きに代表される自己認識の一過程だと捉えることができる。

上記のいずれの点においても共通する視点は、「法」が保持する普遍的価値の存在である。社会的包摂においてなぜ〈法教育〉の可能性が位置付けられるのか。それは、認識枠組みに由来する認識の解体、自己承認と法適用との関連の他に、「法」が社会的機能を根拠づけているという事実が存在するからである。

社会的包摂を担保するには最終的な根拠となる規範が必要であり、それは「法」によって与えられる。人間関係の溜め、金銭面での溜め、精神面での溜めを担保し、自己・他者・社会というあらゆる場面においての承認を獲得し居場所を構築し得るセーフティー・ネットワークや、社会資源との連携を構築したとして、そうした包摂の空間に確固たる地盤を根拠づけるものが「法」である。「法」の「教育」が社会的包摂と関連する根拠はここに存在していると言えよう⁶⁴。

第六節 システムへのコミットメント基盤としての「信頼」「自己肯定感」 —心理的側面におけるアクセス阻害要因を緩和するために—

以上、本章では、社会参加・不参加を決定付ける背景にはどのような要因が潜んでいるのかについて分析を行ってきた。具体的には、「法システムや教育システムなどの分化した複数の機能システムへコミットするために必要不可欠な要素とされるのは、システム自体への信頼が確保されていることである」という検討課題と、この検討課題に基づく仮説、すなわち「疎外メカニズムと包摂メカニズムをうめる要素として属人的（パーソナルな）信頼が位置づけられるのではないか」という仮説を立て、N. ルーマン、A. ギデンズ、山岸俊男の信頼概念を基に検討してきた（検

⁶⁴ 法教育の射程に市民性の向上を含めるならば、「最も広い意味での包摂とは市民権の尊重を意味する」（Giddens1999:173）という指摘は社会的包摂と〈法教育〉との関連を示唆するものとして興味深い。

討1)。その上で、上記仮説を成立させている条件、すなわちそもそも「属人的（パーソナルな）信頼」はどのように発生しているのかという発生メカニズムの探究を行い、「属人的（パーソナルな）信頼」を涵養するための「自己肯定感」の働きに着目して検討を行ってきた（検討2）。

検討1及び検討2を踏まえた上で「法システムや教育システムなどの分化した複数の機能システムへコミットするために必要不可欠な要素とされるのは、システム自体への信頼が確保されていることである」という検討課題についての仮説を導出すると、第一に、「属人的信頼（パーソナルな信頼）が制度的信頼（システム自体への信頼）へ移行し、システムへのアクセスを保障する（アクセス阻害要因を除去する）のではないか」という点、第二に「権威性に由来する法への忌避意識の存在を属人的信頼（パーソナルな信頼）は緩和する機能を有しているのではないか」という点、そして第一の点と第二の点が成立するための前提条件である「属人的（パーソナルな）信頼」を獲得するために必要な要素は、「自分自身に対する肯定的アイデンティティの形成である」という第三の点が導出された。

これまでに見てきたような法存在と実際の活用との間に存在しているギャップについてのリアリティを観察したとき、システム作動の第一段階においてアクセス阻害要因が高く存在している場合には、まずシステム作動の最初の段階におけるアクセス阻害要因の除去を促す方策が必要不可欠となってくることが明らかになった。このような、認識枠組みに由来するシステム活用への躊躇という構造を転換するための1つの方策としてひとまず有効性を発揮し得るのは、当事者に第一線で接する行政職員や専門職達と言下に発する態度や視線を見直す必要がある点である。

つぎに必要な点が、「属人的信頼（パーソナルな信頼）」を育む土壌となる「自己肯定感」の涵養である。

まとめると、「属人的（パーソナルな）信頼」を獲得するためには、自分自身に対する肯定的認識、すなわち自己肯定感が必要不可欠な要素として求められている点が明らかになった。同時に、各機能システムへのアクセス拒絶という表面上の現象は実のところ「自己肯定感の低下」や

「自己否定」という心理的側面に大きく依拠しており、そうした心理的側面が生じる背景には、失業や低賃金による経済システムからの排除、虐待経験や貧困に由来する教育システムからの排除などの構造的要因による排除状態から引き起こされている点が示され、「属人的信頼（パーソナルな信頼）」は権威性に由来する忌避意識の緩和に有効に作用しているという点が明らかになった。

一連の考察により、システムへアクセスする際には自己や他者および社会への「信頼の醸成」が必要不可欠となっており、とりわけ心理的障壁がアクセス阻害要因となっている状況（疎外メカニズム）においては、身近な空間にいる他者への属人的信頼が必要不可欠であり、「属人的（パーソナルな）信頼」を醸成するためには自分自身に対する肯定的アイデンティティの形成（自己肯定感の獲得）が必要不可欠である点が明らかになった。まず出発点に自己肯定感があり、つぎに身近な他者に対する信頼が醸成され、その結果としてシステムへの信頼が形成されるといふ、システム信頼の発生メカニズムの指摘を行った。

以上、本章前半部分で検討した「信頼」研究を巡る理論的検討と、後半部分で検討した「自己肯定感」に着目した実証的検討を踏まえた上で導出された論点をまとめると、以下の通りとなる。

すなわち、社会的包摂と信頼との関連について、①属人的信頼（パーソナルな信頼）が制度的信頼（システム自体への信頼）へ移行し、システムへのアクセスを保障する（アクセス阻害要因を除去する）のではないかと、②権威性に由来する法への忌避意識の存在を属人的信頼（パーソナルな信頼）は緩和する機能を有しているのではないかと、さらには、①および②の前提条件として存在している点、すなわち、③上記二点の仮説が成立する前提条件として、つまり「属人的信頼（パーソナルな信頼）」を獲得するためにはその前提として自己に対する信頼（自己肯定感）の存在が必要不可欠な要素として存在しているのではないかと、という3点の仮説の導出を行った。

次章では、具体的事例の分析を通して上記仮説の検証を行っていく。

(以上、66巻4号)

[付記] 本稿は、北海道大学審査博士(法学)学位論文「社会的排除と法システム—システム作動要因としての属人性—」(2014年3月25日学位授与)に加筆・修正したものである。執筆にあたって、日本学術振興会「特別研究員奨励費(2011～2012年度)」(課題番号:11J56023) およびクラーク記念財団研究助成(2013年度)の交付を受けた。また、加筆・修正にあたって、北海道大学総長室事業推進経費「若手自立支援(A)」(2014年度) および文科省科学研究費補助金「若手研究(B)」(2015～2017年度)」(課題番号:15K16909)の交付を受けている。